平成２６年（フ）第１６４号
兵庫県明石市二見町東二見1360番地の３　宮の前市住304号
債務者　小川　匡勇
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１６６号
兵庫県明石市小久保２丁目７番地の９　モナーク703号
債務者　松並　篤
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１６７号
神戸市西区大津和１丁目４番地の５　パルシティ伊川谷203号、前住所神戸市西区伊川谷町別府88番地の２　305号
債務者　今玉利寿美
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１７１号
兵庫県明石市大観町15番３号　第６田口コーポ
債務者　武井　英子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１１２号
兵庫県姫路市大津区天神町２丁目62番地１ベルハイツ天満404、従前の住所兵庫県姫路市大津区天満164番地24ハイツながれ205
債務者　松岡　千草（旧姓藪下）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３４４号
兵庫県姫路市田寺３丁目６番46号
債務者　神吉　晴弘
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３５号
兵庫県豊岡市城崎町桃島140番地の２
債務者　久保田　誠
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第２１４号
奈良県生駒市高山町12441番地
債務者　トータル・リフォーム・プロデュースオズこと　奥田　修司
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２２５号
奈良市押熊町691番地の１　県住平城団地１―504号
債務者　知見　友子
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２２６号
奈良市押熊町691番地の１　県住平城団地１―504号
債務者　知見由香理
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２２７号
奈良市菅原町426番地の11
債務者　井本喜代美
1　決定年月日時　平成26年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第２２８号
奈良県天理市庵治町６番地20
債務者　岡本　義則
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１０３号
広島県呉市警固屋４丁目７番４号
債務者　中井　賢一
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１０５号
広島県竹原市港町３丁目９番27号
債務者　小畠　利久
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１０６号
広島県呉市阿賀南８丁目７番28号
債務者　城本　惠司
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１０７号
広島県呉市焼山東１丁目18番１―105号
債務者　石原　久枝
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１０８号
広島県呉市広本町１丁目11番32―301号　平岡ビル
債務者　パウロ　セルジオ　ドス　サントス
1　決定年月日時　平成26年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
広島地方裁判所呉支部